

税務相談会のお知らせ

年が明ければ、まもなく確定申告の時期を迎えます。
本年度も商工会各支所では税理士による税務相談会(決算・所得税・消費税ほか税務全般)を開催いたします。
ご希望の方は事前に商工会各支所まで申し込み下さい。

▶相談時にご持参いただくもの

- 前年度(令和5年)の申告書・決算書
- 下関税務署から送付された「確定申告のお知らせ」
- マイナンバーカード又は通知カード等個人番号が確認できるもの
- 年金受給・給与所得がある方それぞれの源泉徴収票
- 社会保険証明書(国民健康保険料、国民年金、国民年金基金、健康保険、厚生年金)
- 減価償却資産(建物、建物付属設備、構築物、機械、車両運搬具、工具器具・備品で令和6年1月1日～12月31日の間に取得し、その価格が10万円以上のもの)
⇒取得価格・下取り価格が確認できる契約書
- 各種証明書(生命保険証明書〔一般生命・介護医療・個人年金〕、地震保険証明書、小規模企業共済証明書)



▶税務相談会日程(予定)

会場	月日	時間
豊田町支所	令和7年2月25日(火)	14:00～16:00
豊北町支所	令和7年2月27日(木)	14:00～16:00
豊浦町支所	令和7年2月28日(金)	14:00～16:00
菊川町支所	令和7年3月5日(水)	14:00～16:00

全国商工会会員福祉共済 大切な、商工会会員の皆様だからこそ加入できる特別な共済です!

下関市商工会では、割安な掛金で手厚い補償を実現する『全国商工会会員福祉共済』の普及促進を進めています。
当共済は国が認めた補償制度で、商工会会員の皆様だけが加入できる特別な制度です。

▶福祉共済の特徴 ▶ **けが・病気の補償** **がんの補償** **生命の補償** の3本建てです!

けが・病気の補償

24時間いつでもどこでも安心!

業務中だけでなく日常生活におけるけがや熱中症が対象です。
さらには、国内だけでなく国外でのけがや熱中症も対象です。
※熱中症特約は傷害プラン2,000円・3,000円・4,000円コース及びシニア傷害プランに自動付帯

ちょっとしたけがでも... 通院補償も自動セット!

通院は、全てのプランに自動付帯。3日目から100日まで補償します。

充実の入院補償も!

入院1日あたり8,000円の手厚い補償です(傷害プラン2,000円コースの場合)。さらに、最大1,000日までの入院を補償します。
※天災(地震・噴火・津波)事故の場合は入院1日あたり4,000円(傷害プラン2,000円コースの場合)

自転車やペットなどによる加害事故も補償!

傷害プラン2,000円・3,000円・4,000円コース及びシニア傷害プランには、個人賠償責任保険が自動付帯されています。
※個人賠償責任保険は被共済者ならびに同居の親族や別居の未婚の子が補償の対象者となります。

手軽な掛け金で病気への備えも!

傷害プランにご加入いただいた場合に、月掛掛金1,000円で医療特約(シニア医療特約)をセットすることができます。

がんの補償

何度でも! がん診断共済金100万円をお支払い!

2回目以降のお支払いは、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から1年を超えていることを要します。

がんへの備えはもちろん、「病氣」や「けが」も補償!

がん以外の病氣やけがによる入院、手術等も対象です。※トータルがんのみ

最長満80歳まで、手厚い補償が継続!

継続加入の場合、満80歳まで同じ補償が続きます。

生命の補償

お手頃な掛金で大きな保障!(最高6,000万円)

死亡・高度障害共済金は、1,000万円(2口)から6,000万円(12口)まで500万円単位で選択できます。

さらに、配当金も受け取り可能!

但し、配当金はお約束できるものではありません。
満期または共済金支払時に支払われます。

保険金を有効に活用...リビングニーズ特約が自動セット!

被共済者の余命が6カ月以内と判断されるとき、共済金額の一部または全額をお支払いします。

▶ハートピア共済からの乗換えのご相談について

ハートピア共済[(一社)山口県労福祉共済会]は、令和7年5月末で終了となります。
下関市商工会では、ハートピア共済から『全国商工会会員福祉共済』への乗換えをお勧めしています。従業員様の福利厚生の一助として、また、万一の備えとして、ぜひ、当共済制度をご検討ください。ご相談をご希望の方は商工会各支所までご連絡ください。職員またはコーディネーターによる制度説明など、ご対応させていただきます。

山口県自転車条例が施行されました(令和6年10月1日)

▶自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化へ!

福祉共済の個人賠償責任保険(自動付帯)で対応できます!

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 083-772-0625
豊北町支所 083-782-0147
豊田町支所 083-766-1119
菊川町支所 083-287-0204

会報

下関市商工会 TEL 083-772-0625
〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

第41号

発行日
令和6年12月24日



目次

■年末のご挨拶 会長 西島英敏	1
■会員親睦交流会のご案内	
■フリーランス新法について	2
■山口県の最低賃金について	
■税務署の内部事務のセンター化について	3
■税務署収受日付印の押なつ廃止について	
■事業承継マッチング支援について	
■税務相談会のお知らせ	4
■全国商工会会員福祉共済について	

インボイス発行事業者番号(適格請求書発行者番号)のご案内

下関市商工会の登録番号は以下のとおりです。

T7250005004155

下関市商工会 会員親睦交流会

令和7年 1月24日(金) 12:00~

豊浦町 川棚グランドホテル お多福

令和7年1月6日(月)より各支所で受け付けます。(先着200名)

詳細は、別紙または各支所へお問い合わせ下さい。

フリーランスの取引に関する新しい法律が11月からスタートしました

2024年11月1日に「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されました。この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と、②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

▶法律の適用対象 ▶ 発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの



発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定められています。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③・・・公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦・・・厚生労働省（都道府県労働局）



山口県の最低賃金が改定されました

▶山口県最低賃金

時間額（ ）は改定前	効力発生日
979円（928円）	令和6年10月1日

▶山口県特定（産業別）最低賃金

山口県特定最低賃金（4業種）	時間額（ ）は改定前	効力発生日
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属系 形材製造業最低賃金	1,116円 （1,064円）	令和6年12月15日
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,032円 （986円）	
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	1,088円 （1,036円）	
山口県百貨店、総合スーパー最低賃金	1,000円 （948円）	



※上記、山口県特定最低賃金（4業種）において、年齢（18歳未満、65歳以上）、技能習得中（雇入れ後6月未満）及び特定の業務（清掃、熟練を要しない業務等）に主として従事している労働者については、山口県特定最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用される場合があります。

- [注] 1. 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆動手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、⑥時間外手当・休日手当に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額（時間単価）が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
2. 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が山口労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

▶お問い合わせ先

山口労働局 労働基準部 賃金室 (TEL) 083-995-0372 下関労働基準監督署 (TEL) 083-266-5476

税務署の内部事務のセンター化について ～ 書面による提出先が変わりました ～

令和6年7月10日より、下関税務署は「内部事務のセンター化」の対象署となりました。現在、下関税務署に **申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合** は、以下のとおりとなります。

- e-Tax により提出する場合・・・ **下関税務署へ送信**
- 書面 により提出する場合・・・ **広島国税局業務センター防府分室へ郵送**

(注1)下関税務署の窓口及び時間外收受箱へ提出することも可能ですが、業務センターへの郵送を推奨します。
(注2)書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外收受箱へ提出することもできません。
※「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送など）を専門部署（業務センター）で集約処理する取組です。



【送付先】 広島国税局業務センター防府分室 〒747-8533 防府市寿町6番39号 防府地方合同庁舎
【電話番号】 0835-57-1050 (総括担当) 0835-57-1051 (届出担当) 0835-57-1052 (申告担当)
0835-57-1053 (管理担当) 0835-57-1054 (コール担当)

税務署の收受日付印が廃止されます ～ 令和7年1月以降の紙提出にはご注意ください ～

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控え用の書面への收受日付印の押なつが行われなくなります。**以降、書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**することとなります。



▶申告書等の提出事実等の確認方法

收受日付印以外による申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

提出方法	確認方法
電子申告 (e-Tax)	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● e-Tax受信通知 税理士による確認可 メッセージボックスの「受信通知」または「電子申請等証明書」により、申告書等の提出事実・提出年月日を確認（証明）することができます。
書面申告	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ） 書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。 なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。 ● 保有個人情報の開示請求（オンライン申請・取得可） 写しの交付まで1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）かかります。法人の申告書等には利用できません。 ● 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ） 税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。 写真撮影は、スマートフォンなどで写真が確認できる機器に限り可能です。動画は不可です。 <p>【提出事実を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 納税証明書の交付請求 税理士等による代理請求可 手数料が税目ごと1年分1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）かかります。

事業承継マッチング支援について

「続けたい」と「始めたい」をつなげる。

後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、マッチングサービス「事業承継マッチング支援」を提供しています。



JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

下関支店（国民生活事業）[受付時間] 平日 9:00～17:00
〒750-0016 山口県下関市細江町2-4-3 Tel:083-222-6225

日本公庫 事業承継マッチング 検索